

平成29年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（知事総括）

年月日 平成29年3月21日（火）
 質問者 民進党・道民連合 高橋 亨 委員

質 問	答 弁
<p>一 泊原発について （一）地元合意について 1 これまでの議会答弁について 泊原発に関しまして、これまで、知事に様々な質問をさせていただきましたが、状況がどのように変化しようともですね、自らの言葉を聞いたことがないわけでごさいます、そのことが、答弁にひな形があると言われるゆえんかというふうに思うわけでごさいます。 知事は、議会議論を重視しているということでごさいますけれども、これまでの議会議論をどのように認識しているのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>（再質問） これまでのですね。泊原発に関して、安全性の問題、避難計画の問題も含めて、様々な懸念が示されたわけでごさいますけれども、その懸念に対するですね、認識はどのようになっているのか今のお答えではないんですけども、どうでしょうか。</p> <p>2 取り巻く状況について 各部審査ではですね、社会活動に支障を及ぼさないようなどちらかというと現実性の無い訓練を続けていかなければならないそういうジレンマもありました。 放射能に曝されやすい一時避難施設の室内気圧の問題、不安を残す避難手段と複合災害への対応、一方、原発が無くても十分足りている電力、道内企業や道民の7割以上が原発依存からの転換を臨んでいること、さらにはですね、自らの発電を縮小して新電力からの発電受け入れ量を増やしている経営戦略、あわせて道の再生可能エネルギー推進基金の設立、防潮堤の液状化、積丹半島西岸の活断層など規制委員会からの再三にわたる指摘への北電の対応など、知事はですね、取り巻く情勢の変化についてどのように受け止められているのかお聞きします。</p> <p>私は取り巻く情勢の変化について聞いたわけでごさいます、そのことについてはですね。知事から明快なお答をいただいていないわけでありませう。</p> <p>3 国の判断基準について 国はですね、原発の再稼働について地元の同意を最重視しておりますし、また地方自治法の本旨からするとですね、当然のことながら「住民の安全、健康及び福祉を保持し増進すること」が本旨でありますから、そういう意味からするとですね、この地方自治法の本旨に沿って事務が進められると、多くの裁量権を持っているわけでごさいますけれども、その裁量権をきちっと重視していかなければならないなと思ひます。</p>	<p>（知事） 泊発電所に関しこれまでの議会でのご議論についてであります。泊発電所の安全対策や住民避難などの防災対策をはじめ様々な課題について、道議会において、定例会をはじめ、常任委員会や特別委員会などの場で、ご議論をいただいております。 私といたしましては、こうしたご議論を踏まえながら、今後とも原発については何よりも安全性の確保を最優先に、適切に対応してまいります。</p> <p>（知事） 原発に係る議会でのご議論についてであります。福島原発事故を受けて、原発に対する不安の声など様々なご意見があり、こうしたご意見などを踏まえてご議論をいただいていると受け止めているところであります。 私といたしましては、こうしたご議論を踏まえながら、今後とも、原発については安全性の確保を最優先に、適切に対応してまいります。</p> <p>（知事） 泊発電所を取り巻く情勢などについてのご質問であります。泊発電所につきましては、この度の審査会合において、原子力規制委員会により審査の方向性が示されたところであり、今後も審査会合を注視する必要がありますが、規制委員会において、厳正な審査が行われるべきものと考えております。 私といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、その追求には終わりが無いとの認識のもと、道民の安全を守る立場の知事として、今後とも、国や事業者が、その責任において安全対策に万全を期すよう、強く求めるとともに、避難計画など防災対策に関しては、住民の皆様方の安全が確保できるよう、道としての役割を果たしてまいります。 また、暮らしと経済の基盤である電力については、多様な構成としていくことが必要であり、こうした考えのもと、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、その導入拡大を図ってまいります。</p> <p>（知事） 国の判断基準などについてであります。国は、エネルギー基本計画において、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進めるとしているところであり、その際、立地自治体等の理解と協力を得るよう取り組むとしているところであり、国が言う「地元の理解と協力」とは、このエネルギー基本計画の方針に基づくものと受け止めているところであります。 原発の安全確保については、国の規制責任と事業者の保安</p>

質 問	答 弁
<p>国が地元自治体の合意を重視する、国がなぜ地元自治体の合意を重視するのかについての認識をお伺いします。</p> <p>4 立地自治体の判断について</p> <p>規制委員会の新基準に合格すれば、あとは地元の判断ということになるわけでございます。一方ですね、UPZ30km圏内の自治体は避難計画が義務化されておりますけれども、そこに対して、国に対して意見を述べる事ができないのですが、しかし一方知事は、道議会の議論も重視したいと言ってます。UPZ範囲内の自治体の意見聴取についてはどうお思いですか。</p> <p>(再質問)</p> <p>国が明確に示すということではですね、今の泊でいくと4町村だけなんです。しかし、そのほかの30km圏内の自治体の意見を知事は聞くことはできるんです。なぜ、そのことをしようとならないのかも一度お伺いします。</p> <p>(再々質問)</p> <p>再稼働に当たって意見を聞くということでよろしいですね。</p> <p>道議会も当然そうですけれども、地元の先ほど言った13自治体の件についても、意見を聞いていただき、議論を改めてしたいと思います。</p> <p>二 長時間労働について</p> <p>(一) 時間外勤務の縮小について</p> <p>1 長時間労働への認識について</p> <p>長時間労働についてでございますけれども、各部審査では、最高1, 347時間も時間外をしたというふうにお聞きを致しました。これについて知事はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>1, 347時間という時間をどう考えられるのですかということをお聞きしましたが、直接的な答えはないというふうに思っています。</p>	<p>責任という基本的な枠組みの中で行われてきているところであり、原子力規制委員会において、最新の知見を反映した基準に基づく厳正な審査が行われることが重要と認識をいたします。</p> <p>(知事)</p> <p>地元理解についてであります。国は、原子力規制委員会で新たな規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進め、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとされているところであり、その関係自治体の範囲は、国が明確に示すべきものと考えるところ。</p> <p>(知事)</p> <p>住民の安全・安心の確保を図るためには、住民に最も身近な自治体の役割が何よりも重要でありますことから、道といたしましては、UPZの町村を含む後志管内16市町村と道と北電との間で、泊発電所の安全確認に係る協定を結び相互に意見交換することとしているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>泊発電所につきましては、現在、規制委員会において、規制基準に基づく、厳正な審査が継続中であり、この度の審査会合においても規制委により審査の方向性が示されたことから、今後も審査会合を注視する必要があり、予断をもって申し上げる状況にはないと認識をいたします。</p> <p>私といたしましては、泊発電所に関し、具体的な内容が示された場合には、道議会のご議論などを踏まえ、適切に対応していかねばならないと考えるところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>職員の時間外勤務についてでございますが、時間外勤務は、臨時的なものとして、必要最小限にとどめられるべきものと考えるところでございますが、災害対応や計画策定等の特定課題などへの対応のため、やむを得ず長時間の時間外勤務を行わなければならない場合があるところであります。</p> <p>私といたしましては、職員が健康で職務に臨むことは職場の基本であり、このための職場環境を整備をし、それぞれの地域において住民への貢献を果たしていくことが重要であると認識をしているところであります。</p> <p>このため、平成27年に策定をした「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」に基づき、職員の健康障害防止はもとより、能率的な業務運営や、優秀な人材の確保の観点も踏まえ、長時間労働を是正するためにも、時間外勤務縮減に取り組んでいかねばならないと考えるところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>2 労働時間への認識について</p> <p>民間では、電通の問題を含めて様々な企業が時間外のあり方について是正を図っていく。電通も、200人の増員をして10時に消灯をすると、これはもうトリンプも含めて様々な企業にも波及しているということでございます。</p> <p>雇用や、さらには労働に関する部局を有する道庁は、まず、「隼から始めよ」でございますけれども、この最低基準といえますか、労災認定基準の最低ライン、これをもってきちんと遵守しなければならないというふうに思っておりますが、道職員の労働時間はいかにあるべきか、お考えをお聞きします。</p> <p>(再質問)</p> <p>720時間超えの職員が、かなりの数がある。これも年間どんどん増えていっている。720時間というのは、月に80時間と考えると、9ヶ月間も続けてやっていることになる訳です。これは、突発的な時間外ではなくて、恒常的な時間外ではないでしょうか。知事はどのようにお考えですか。</p> <p>その指示が、全く功を奏していない訳でして、100名を超える方々が精神的疾患を病んでいるということも、各部審査でわかった訳でございます。</p> <p>3 サービス残業について</p> <p>それはさておきまして、時間外勤務をしたら、当然、その対価を支払わなければなりませんけれど、サービス残業は、恒常的に行われているということを私もお聞きをしておりますし、そこにお座りの皆さんの中で、複数の方からもお聞きをしているところでございますけれども、使用者である知事はどのように対処すべきだというふうに思いますか。</p> <p>(再質問)</p> <p>サービス残業というのは違法です。当然のことながら、コンプライアンスは守っていただかななくてはならない。告発されると大変なことになるわけでございます。</p> <p>そのことも含めて、知事には最悪でもこのサービス残業をなくす決意をお聞きしたいと思っております。</p>	<p>(知事)</p> <p>職員の勤務時間についてであります。私といたしましては、災害対応などのため、やむを得ず長時間の時間外勤務を行わなければならない場合があるものの、職員の健康確保の観点からも、時間外労働は、必要最小限にとどめられるべきであり、延長できる労働時間もできる限り短くするよう努めなければならないものと認識をいたします。</p> <p>(知事)</p> <p>職員の時間外勤務についてであります。職員の時間外勤務につきましては、全庁的な状況について報告を受けている中で、長時間の時間外勤務を行っている個々の職員に対しては、産業医を含めた安全衛生委員会において、個々の職員の時間外勤務の状況を定期的にチェックをし、職場と本人に対して、必要な指導、助言の措置を行うとともに、平成27年度に策定をした、「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」に基づき、時間外勤務の縮減に向けた取組みを進めるよう、指示をいたしているところであります。</p> <p>(知事)</p> <p>職員の時間外勤務についてであります。時間外勤務は、業務の進捗状況等により、緊急かつやむを得ないと認められる場合に、管理職員の事前命令など適正な手続きのもと実施するものであり、道においては、「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」などに基づき、事前命令の徹底など、適正な時間外勤務の実施及び把握を行っているところであります。</p> <p>こうした適正な時間外勤務の取扱いについては、各種会議や研修などの機会を通じて常に周知徹底を図っているところであり、今後とも、業務の見直しや適切な執行管理など管理職員のマネジメントによる事前命令や退庁管理の徹底により、適正な時間外勤務命令が行われるよう取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>業務執行体制についてであります。今後とも、私といたしましては、その時々々の行政課題に柔軟に対応するとともに、質の高い行政サービスを持続的に提供できる効果的・効率的な執行体制の確立を図ってまいります。</p>